

○防衛省告示第九十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和五年四月二十五日次のとおり決定された。

令和五年四月二十七日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	建物…約一、一〇〇平方メートル 令和五年三月十日
一〇六七	北海道・千歳演習場	千歳市	国有	建物…約九〇平方メートル

一〇六八 千歳飛行場

千歳市

国有

建物…約二三〇平方メートル

令和五年三月二十日

一〇七三 札幌駐屯地

札幌市

国有

建物…約五一〇平方メートル

令和五年三月十八日

一〇七五 帯広駐屯地

帯広市

国有

建物…約三五〇平方メートル

令和四年九月六日

四一六四 今津饗庭野中演習場

高島市

国有

建物…約二二〇平方メートル

令和五年三月二十四日

◎追加提供

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

二〇〇一 三沢飛行場

青森県上北郡東北町

水域…約九、一〇〇、〇〇〇平方メートル

ル

訓練場として追加提供する。

使用期間…令和五年十二月三十一日まで
の間、四回、一回につき四日間

小川原湖の一部水域を、地位協定第二条
第四項(b)の適用ある施設及び区域として
提供する。提供期間中は、地位協定の関
連ある条項が適用される。

三〇八三 厚木海軍飛行場

綾瀬市

国有

工作物…囲障等

雨水排水施設として追加提供する。

五〇三六 庵崎貯油所

佐世保市

国有

建物…約二、二〇〇平方メートル

工作物…水道等

消防署等として追加提供する。